

下関市における「一日公正取引委員会」の開催について

令和 2 年 9 月 3 日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

公正取引委員会は、全国各ブロックに地方事務所等を置き（別紙 1 参照）、独占禁止法、下請法等の運用や相談対応を行っているほか、地方事務所等所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、地方事務所等所在地以外の都市において、一日公正取引委員会を開催しています。中国支所管内では、今年度、山口県下関市において「一日公正取引委員会」を下記のとおり開催することとしました。

記

1 日 時 令和 2 年 9 月 1 6 日（水） 1 0 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

2 場 所 下関市生涯学習プラザ（下関市細江町三丁目 1 番 1 号）

3 内容（別紙 2 参照）

- (1) 独占禁止法、下請法、消費税転嫁対策特別措置法説明会
- (2) 発注機関向け官製談合防止法（入札談合等関与行為防止法）研修会
- (3) 消費者セミナー（景品表示法）
- (4) 相談コーナー（独占禁止法、下請法及び消費税の転嫁拒否）
- (5) 展示コーナー（パンフレット類の配布）

※ 上記(1)及び(3)のイベントは、どなたでも参加できます（無料、申込先着順）。

上記(1)のイベントに参加を希望される方は、公正取引委員会ウェブページ内の申込フォームからお申込みください。

上記(3)のイベントに参加を希望される方は、別添の参加申込書をファクシミリで送信いただくか又は電話にてお申込みください。

上記(4)を除き、カメラ撮影及び傍聴取材が可能です。取材を御希望の場合には、事前に下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所総務課

電 話 0 8 2 - 2 2 8 - 1 5 0 1（代表）

F A X 0 8 2 - 2 2 3 - 3 1 2 3

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/index.html